

## 栃木県高齢者居住安定確保計画（三期計画）の策定について

### 1 計画の位置づけと目的

高齢者の居住安定確保に関する法律（以下「高齢者住まい法」という。）第四条により、都道府県は「国の基本的方針」に基づいて、都道府県高齢者居住安定確保計画を定めることができる。

本県においては、平成 24 年 3 月に、栃木県住生活基本計画および栃木県高齢者支援計画（はつらつプラン 2 1）と調和を図りながら、高齢者の居住の安定確保に関する施策を推進していくため栃木県高齢者居住安定確保計画（一期計画）を策定した。その後、平成 29 年 3 月に現在の二期計画を策定した。

今回は、「栃木県住生活基本計画」を見直し、「栃木県賃貸住宅供給促進計画」と併せて一つの「栃木県住宅マスタープラン」とするにあたり、三期計画を策定する。

### 2 計画策定の方向性

- ・本県での住宅施策の基本計画である「栃木県住生活基本計画」及び本県の高齢者支援施策の方向性を示す栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン 21（八期計画）」と調和を図りながら、今回新たに策定する「栃木県賃貸住宅供給促進計画」との整合を図る。
- ・二期計画の流れを踏襲しつつ、最近の変化のあったトピックスを盛り込む形とする。
- ・素案の記載内容は、法定項目から施策の展開方向を箇条書き、制度概要等を記載し分かりやすいものとする。
- ・計画期間は、「栃木県住生活基本計画」との整合を図るため、令和 3 (2021) 年度から令和 12 (2030) 年度までの 10 年間とする。

### 3 計画の記載事項等

#### (1) 法定項目

- ① 県内における高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給目標
- ② 1 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項  
2 高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項  
3 高齢者に適した良好な住環境を有する住宅の整備の促進に関する事項  
4 老人福祉法第 5 条の 2 第 3 項に規定する老人デイサービス事業その他の高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとして政令で定める事業（以下「高齢者居宅生活支援事業」という。）の用に供する施設の整備の促進に関する事項
- ③ 計画期間

#### (2) 策定手続

- ① 市町村協議、地域住宅協議会への意見聴取
- ② パブコメ

## 4 施策の展開方向

### ■居住ニーズに応じた住まいやサービスの供給促進

- (1) サービス付き高齢者向け住宅の供給促進とサービスの質の確保
- (2) 公的賃貸住宅の活用
- (3) 特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスの基盤整備等

### ■希望する住まいや住まい方を選択できる情報の提供

- (1) 高齢者向け住宅等の情報提供
- (2) 相談体制の整備・充実
- (3) 多様な住まい方が提供される環境の整備等

### ■住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくり

- (1) 住宅のバリアフリー化等の普及・促進
- (2) 生活支援サービスの充実
- (3) 在宅サービスの充実
- (4) 地域密着型サービスの確保

## 5 供給目標

### 県内における高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給目標

種別等	令和2年度	令和12年度末
①サービス付き高齢者向け住宅	4,730戸	7,600戸

種別等	令和2年度末	令和5年度末
②特別養護老人ホーム（整備数）	10,852人	11,481人 <sup>※1</sup>
③認知症高齢者グループホーム（整備数）	2,520人	2,736人 <sup>※1</sup>
④施設・居住系サービス全体の入所定員数	19,617人	20,654人 <sup>※1</sup>
⑤特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けた 混合型特定施設の定員総数	3,191人	3,441人 <sup>※1</sup>

※1： ②～⑤の整備数・定員については、栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン21（八期計画）」の計画期間である令和5年度末までの目標値として掲げられているものです。このため、当該供給見込数については、本計画期間中に新たに策定等される「栃木県高齢者支援計画」において定められた施設・居住系サービスの目標値を、本計画の②～⑤の整備数・定員の供給見込みと見なす。